

## 各省から推薦されにくい功労

平成 28 年 4 月 18 日  
内閣府賞勲局

## 1. 民間候補者の推薦が少ない府省の所管分野について

## 【民間候補者の推薦が少ない府省】

- (1) 消費者庁などの新たな省庁や内閣官房・内閣府などの各省横断的な政策の所管省庁からは民間分野の候補者の推薦が少ない。

## \*民間分野の叙勲の推薦省庁：

	H26 春	H26 秋	H27 春	H27 秋
内閣官房・内閣府	0	1	1	0
警察庁	14	6	16	10
金融庁	13	16	21	14
消費者庁	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0
総務省	128	137	156	135
消防庁	583	569	585	553
法務省	136	128	129	124
外務省	10	9	10	18
財務省	18	11	14	18
文部科学省	164	167	168	177
厚生労働省	327	342	351	329
農林水産省	55	61	46	51
経済産業省	109	122	105	116
国土交通省	147	137	147	154
環境省	5	4	5	5
防衛省	0	0	0	0
最高裁判所	48	46	46	47
計	1,757	1,756	1,800	1,751

## 【これらの府省の所管分野の功労への授与】

- (2) 消費者庁は平成 23 年度から消費者支援功労者として消費生活相談員等を表彰するなど、これらの府省にも多くの総理表彰・大臣表彰があり、これらを活用するなどにより積極的に栄典候補者を推薦し栄典を授与してはどうか。

## 2. 一般推薦について

### 【一般推薦の趣旨】

- (1) 一般推薦は、平成 15 年に、省庁の側からはなかなか把握されない功績や各省庁の所管分野の狭間で漏れるおそれのある功績を吸い上げるために、一般国民から内閣府賞勲局に直接候補者を推薦する制度として設けられた。

#### \*一般推薦の推薦要綱【抜粋】(平成 15 年総理決定)：

##### 1 趣旨

春秋叙勲の候補者の選考に当たり、人目に付きにくい分野において真に功労のある者及び多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者等を把握するため、一般から推薦を受け付けるものとする。

##### 2 推薦者

- (1) 20歳以上の者。  
(2) 推薦者は、自らと二親等内の親族関係にある者を被推薦者として推薦することはできない。

##### 4 推薦方法

推薦書及びその推薦に賛同する者2名の賛同書の提出によるものとする。

##### 5 賛同者

- (1) 20歳以上の者。  
(2) 賛同者は、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとする。

##### 6 推薦先

内閣府賞勲局

##### 7 推薦時期

一般からの推薦は、常時受け付けるものとする。

##### 8 一般からの推薦後の手続

- (1) 内閣府賞勲局は、被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かについて、各府省の調査を踏まえ各府省と協議の上検討を行うものとする。  
(2) 内閣府賞勲局は、前号の検討の結果候補者として適当であるとされた者の推薦について、当該者の主たる功労に関係する府省と調整を行うものとする。  
(3) 関係府省は、前号の調整が終了した場合においては、その後の推薦手続を春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年 5 月 16 日内閣総理大臣決定）にのっとり行うものとする。

**\*一般推薦の受付・受章状況**

	受付件数	受章件数	
		春	秋
平成15年度	95	平成15年	1
平成16年度	59	平成16年	5
平成17年度	61	平成17年	3
平成18年度	65	平成18年	5
平成19年度	57	平成19年	10
平成20年度	57	平成20年	9
平成21年度	135	平成21年	6
平成22年度	108	平成22年	4
平成23年度	75	平成23年	2
平成24年度	113	平成24年	5
平成25年度	136	平成25年	4
平成26年度	119	平成26年	1
平成27年度	92	平成27年	6
合 計	1,172	合 計	124

(注) 平成15年度の受付件数は、平成15年5月から平成16年3月の件数。

**【国民への周知の強化】**

- (2) 政府広報を活用した広報とともに、各自治体広報誌への掲載依頼、各府省の関係団体に対する周知依頼などにより、周知を強化してはどうか。

**\*H27年度における広報実績：** 内閣府ウェブサイトでの広報  
 内閣府敷地内電光掲示板での広報  
 政府広報インターネットテキスト広告  
 政府広報ラジオ番組 CM

**【地域における総合的な功労の評価】**

- (3) 一般推薦された被推薦者が、地域において自治会長、消防団員、民生・児童委員、保護司など多くの分野で活躍している場合には、総合的にみれば当該地域での功績が大きい半面、それぞれの分野を単独で見れば栄典を授与すべき功績とは評価されない場合がある。

このような場合、現状では、功績に関係するいずれかの省庁に総合的な評価の依頼を行うこととなるが、地域に最も身近な各地方公共団体と協議・検討を行い、その結果も踏まえて「地域総合功労」（仮

称)として栄典授与を行っていくような仕組みも検討すべきではないか。

\*一般推薦から栄典授与に至った事例 (H15秋～H27秋)

功績の評価	功績内容	件数
主たる功績の評価で栄典授与に至ったもの	交通安全ボランティア、国勢調査員、自治会長、消防団員、在外学校日本語教師、学校医、専門学校長、書家、民間病院長、へき地診療医、へき地助産師、診療放射線技師、社会福祉施設長、食生活改善推進員、業務精励(卓越技能)、社会福祉法人理事長、土地改良区役員、農業委員会委員、獣医師業、商工会議所役員、商工会役員、企業経営者、環境美化ボランティア、補導受託者 等	85件 (69%)
各功績を総合的に評価して栄典授与に至ったもの	① 交通安全協会役員+防犯協会役員+国勢調査員 ② 保護司+篤志面接委員+更生保護会役員 ③ 私立大学教授+日本女医会役員+男女共同参画推進連携会議役員等 ④ 社会福祉施設長+教育委員会委員+医師会役員 ⑤ 業界団体役員(厚労省)+専門学校長 ⑥ 民生・児童委員+社会福祉協議会役員+保護司+消防団 ⑦ 薬剤師会役員+民生・児童委員+保護司等 ⑧ 民生・児童委員+農業委員会委員 ⑨ NPO役員+公安委員会委員+調停委員等 ⑩ 民生・児童委員+自治会長+国勢調査員 ⑪ 漁業団体役員+町議会議員 ⑫ 国鉄職員+スポーツ団体役員 等	39件 (31%)
計		124件